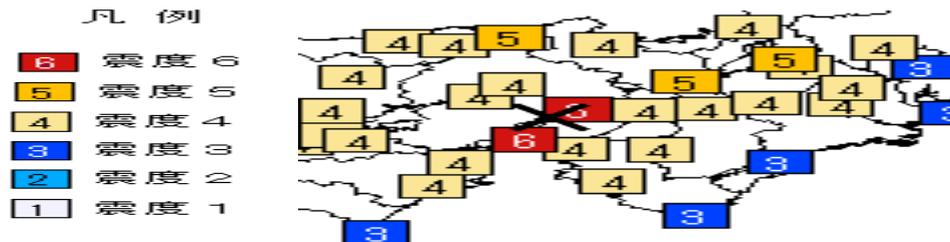


兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）が発生してから今年で30年となります。30年という長い時間が経過し、震度と災害関連死がどのような経緯で現在の形となってきたのかを今一度知ってもらいたいと思い、1月号ではこの2つのテーマを伝えていきます。

神戸と淡路の震度7



兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）当時の震度図 [気象庁 | 「阪神・淡路大震災」特設サイト](#)

平成7年（1995年）1月17日（火）午前5時46分52秒に、淡路島北部を震源とするM7.3という非常に強い地震が発生しました。この地震が後に兵庫県南部地震と呼ばれるようになりました。震災当時、神戸と洲本で震度6を観測しました。現在の震度階級は10階級ですが、当時の震度階級は震度0から震度7の8階級であり、震度5弱・強と震度6弱・強がありませんでした。地震発生時、震度情報が通信回線の障害のため気象庁や大阪管区气象台に伝わっていませんでした。神戸海洋气象台（現 神戸地方气象台）は無線通信を使って大阪管区气象台に連絡しました。その後、大阪管区气象台は午前6時13分に正式に震度6を正式発表しました。地震発生後、被害実況の把握と地震観測の強化を目的に行われた現地調査において気象庁職員が調査を行ったところ、神戸市須磨区から西宮市、宝塚市にかけての東西に帯状に分布し、淡路島北部にも震度7の地域が存在していることが分かりました。その後、気象庁は震度階級を改正し、現在の10階級に分割すると同時に、体感で測っていた震度7を計測震度計で観測できるように統一しました。震度7が速報できることによって、政府が災害に対して早期に最大限の対応をとることができるようになりました。

災害関連死の定義と歴史

災害関連死は、平成7年（1995年）に発生した兵庫県南部地震において注目されました。元々は病院関係者の間では「関連疾患」もしくは「関連疾病」と呼ばれていました。当時の厚生省が災害関連死とは、「震災と相当な因果関係があると災害弔慰金判定委員会等において認定された死者」との認識を示したことにより、初めて公的に災害関連死が認められました。その後、平成31年（2019年）4月に内閣府は「災害関連死とは、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）と再定義しました。（内閣府防災情報のページ 過去の災害関連死事例集 01 本編より引用）

災害が発生した後でも、栄養失調や持病の悪化、感染症により亡くなる方が増えていくことが大きな問題です。感染予防対策などを意識することで災害関連死を抑えることができます。現在の震度階級や災害関連死対策が行われてきたことは、過去の災害から学んできた結果です。そして、今の日本の防災体制に繋がります。兵庫県南部地震から30年ということきっかけに、少しでも災害、防災に興味を持ってくださると嬉しいです。